

## 決 済 用 預 金

平成18年10月1日現在

|  |  |
|--|--|
| 1 商品名                                      | 決済用普通預金（無利息の普通預金）  |
| 2 販売対象                                     | 制限無し（個人、法人、地方公共団体）   |
| 3 期間                                       | 期間の定めはありません。   |
| 4 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | 随時預入<br>1円以上<br>1円単位   |
| 5 払戻方法                                     | 随時、払戻可能です。   |
| 6 利息                                       | 無利息  |
| 7 口座開設                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の「普通預金（総合口座）」から「決済用普通預金」への切替えが可能です。（口座番号は変わりません）<br/>※切替えの場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金取扱依頼書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。</li><li>※「決済用普通預金」から「普通預金（総合口座）」に変更も可能です。<br/>変更の場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金解除届書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金解除届書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。</li><li>・ 新規口座開設<br/>新規で「決済用普通預金」の口座を開設することも可能です。<br/>※新規の場合も「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。</li></ul> |
| 8 中途解約時の取扱い                                | 期間の定めはありません。   |
| 9 重要事項                                     | 預金保険制度の対象であり、預金保険にて全額保護されます。   |
| 10 その他の事項                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としての利用ができます。</li><li>・ 総合口座の普通預金部分につきましては、決済用普通預金へ変更することが可能です。<br/>ただし、総合口座の定期預金部分につきましては、決済用預金へ変更できないため、他の決済用預金以外の預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。</li></ul>   |